

■ 特 集

- ◆ 高度化が進む中国製造業
専修大学 商学部 准教授 池部亮 1

■ 経 済

- ◆ 2017 年の中国インターネット経済の発展動向 ～スマート化の時代へ
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国投資銀行部 中国調査室 6

■ 産 業

- ◆ 中国自動車業界の今 ～重要性を増す日系完成車メーカーの中国事業～
三菱東京 UFJ 銀行 戦略調査部 香港駐在 12

■ 人民元レポート

- ◆ 中国の金融政策と金利動向について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 17

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：利益の中国内再投資に対する源泉所得税繰延べ
KPMG 中国 21

- ◆ 法務：中国における事業者結合申告簡易事案の運用
北京市金杜法律事務所 24

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「高度化が進む中国製造業」

◇日本製造業の中国投資は、1990年代からの華南地域における委託加工形式の輸出生産拠点の連鎖によるサプライチェーンを形成することで、重層的で競争力の高い産業集積を実現。2000年頃には華南を中心とした沿海部が「世界の工場」と呼ばれるようになった。

◇2000年代中頃からの人件費上昇で、労働集約型産業は「世界の工場」での生産規模拡大が限界に達し、機械化により生産性向上を実現。機械化に馴染まない、機械化できない工程が中国内陸部やベトナム、カンボジアなど東南アジアへ二次展開したのが「チャイナ・プラス・ワン」と呼ばれる現象。この点から、中国からの二次展開が今後急拡大する状況ではないことが分かる。

◇中国製造業は、華南地域でスマホ特需を背景にIT製品の東アジアを中核としたサプライチェーンの形成を通じて輸出競争力を高めた。製造業の個別産業レベル高度化は、企業の生産性向上の努力以外に、製品のイノベーションによって従来型から新しい型へと変容する。今後は、これまでの製品レベルのイノベーションより更に大規模な波が企業の変革を迫るかもしれない。

経済 「2017年の中国インターネット経済の発展動向～スマート化の時代へ」

◇2017年の情報送信・ソフトウェアと情報技術サービス業の付加価値は前年比26%増と、インターネットと関連サービス業に代表される現代サービス業の伸び率は高く、経済成長への寄与率は上昇し、新たな成長エンジンとなっている。

◇世界のモバイルインターネット利用者が20億人を超え、様々な物がインターネットに接続されるモノのインターネット (IoT) の時代を迎えるなか、さらに大量のデータの流通・蓄積と分析・活用がインターネット産業のスマート化やインターネットと実体経済の融合をもたらし、新たなビジネスモデルを生み出している。

◇こうしたなか、企業は大きな変革を迫られており、インターネット社会の潮流に順応しながら、利用者ニーズの把握力と即時対応力、オンラインとオフラインの統括運営、サードパーティとのパートナー関係の構築などの強化が求められる。

産業 「中国自動車業界の今～重要性を増す日系完成車メーカーの中国事業～」

◇2017年の自動車全体の工場出荷台数は2,887万台と9年連続で世界一。但し、伸び率は前年比3.0%増と2011年以来の低水準。特に、乗用車は前年の小型車減税に伴う需要先食いと減税幅縮小を背景に1.4%増と伸びが大幅鈍化。2018年も反動減の影響が続き1~2%増と低い伸びの見通し。

◇日系完成車メーカー大手3社の販売台数は2015年以降3年連続で目標を達成し、2017年は乗用車全体の伸びを大きく上回り好調。但し、日系OEMの市場シェアは2012年の島問題前の水準まで回復しておらず伸長余地が残る中、米国の需要は今後2~3年減退が見込まれるため、日系OEMには中国事業への一段の注力が求められよう。

◇中国では、政府の新エネ車の高い目標、NEV規制導入、内燃機関車の生産・販売禁止の検討などを背景にEV化は一層加速する兆しがある中、日系完成車メーカーはEV生産の鍵を握る電池の調達を、日系大手に固執せず中資系大手電池メーカーからの調達に乗り遅れないことが肝要。

人民元レポート 「中国の金融政策と金利動向について」

◇現在中国は「質の高い経済成長」を目指す中、金融当局は、委託融資や一部の理財等の所謂シャドーバンキングを通じた信用供給の拡大に伴う「金融リスク」を注視し、その防止と解消の重要性を強調している。

◇具体的な対応として、中国人民銀行の金利高め誘導による銀行の市場調達コストの増加、人民銀行、中国銀行業監督管理委員会両者の銀行間取引や委託貸付取引の縮小を促す新規制の導入により、シャドーバンキングを通じた高リスクな信用供与の抑制が試みられている。

◇2018年以降も「金融リスクの抑制」方針は不変とされる中、現在の金融政策下でも経済成長が安定推移にある一方、理財残高が依然高水準にある点を勘案すると、今後更なる規制導入や金利高め誘導により、グローバルなリスクオフ環境下でも中国の市場金利は再度上昇する可能性がある。

スペシャリストの目

税務会計 「利益の中国内再投資に対する源泉所得税繰延べ」

◇2017年12月、中国財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、商務部は「外国投資者の利益再投資に係る源泉所得税の一時非課税についての通達(財税[2017]88号)を公布。外国投資者の中国投資拡大奨励のため、中国国内での利益再投資に対する源泉所得税繰延について定めるもの。

◇具体的には、①外国投資者の源泉所得税課税繰延の適用要件、②その手続きと義務、③管理事務、④関係政府機関の間の協調の仕組み、⑤投資引き揚げの際の税務処理、⑥当該優遇税制の実施時期の詳細を規定。

◇88号通達は2017年1月1日から遡及適用され、2017年1月1日以前の未だ分配されていない過年度未処分利益も優遇対象となると考えられる。また、繰延対象となる源泉所得税をすでに支払った場合、3年以内であれば事後的に優遇を申請し、税還付を受けることができる。

法務 「中国における事業者結合申告簡易事案の運用」

◇中国独禁法と関連法令は、一定の基準を満たす企業が合併、合弁会社の共同経営をはじめとする事業者結合を行うときは、それが中国国外で実行されるものであっても、予め中国商務部に申告して審査を受けなければならないと定めている。

◇一方、最近の事業者結合審査の事例で、日本企業が審査結果待ちのため取引に遅れが生じているとの報道もある。これに対しては、適度な余裕をもって事前の準備を行うことに加え、「簡易事案」制度の活用で手続きの時間節減を図ることがポイントとなる。

◇「簡易事案」は、比較的短期の審査時間、簡素化された申告文書・資料といった長所のほか、現時点までの審査結果は無条件認可という運用実績を備えており、これらの点からすると、公示手続において取引の概要が公知となることに問題がなければ、できるだけ「簡易事案」制度を活用することが望まれる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2018年3月26日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



高度化が進む中国製造業

専修大学
商学部
准教授 池部亮

日銀の国際収支統計によると、2016年の日本企業の製造業分野の対外直接投資残高は、中国が8兆2,916億円で、日本の対外直接投資残高の12.8%を占めた。最大は米国向けで29.1%、地域では欧州向けが23.7%、東南アジア諸国（以下、ASEANとする）は16.8%であった。中国のシェアが小さいと感じた方も多いかもしい。感覚的には日本企業の製造業投資の主戦場となるアジア地域への投資はASEAN向けも含め、もっと大きいと考えられているであろう。これは、内需型産業として進出した欧米向け製造業投資と異なり、アジア地域の場合、発展途上国も多く、内需よりも外需向けに低コストで生産することを求め進出した経緯と関係があると筆者は考えている。つまり、労働集約的な産業を中心にアジア展開が先行したため、内需向け生産立地の場合と比べ、設備投資額が小規模になる傾向があった。日本製造業投資の中国向け投資を歴史的に概観し、中国製造業の課題と展望を論じたい。

日本製造業の中国投資

図1は日本企業のアジア向け製造業進出の経緯を示している。日本製造業の進出動機は概ね、①低コスト生産のため、②現地市場獲得のため、の2点に絞られる。①の低コスト生産基地としては、1980年代までは、香港、台湾、韓国、シンガポールといったアジアNIESへの投資が主流だった。中でも、香港は租税回避地として選好され、軽工業品の生産立地に加え、後年は中国大陸への再投資（あるいは生産委託）の拠点としての役割を担った。1980年の日本企業の対アジア投資（残高ベース）の8割が香港に集中するなど、日本企業の製造業投資は1980年代までは香港一極集中が続いた。主要な業種は縫製業や玩具など軽工業品に加え、時計、カメラ、複写機といった精密機械工業など、主に労働集約的な産業だった。1985年から円高局面に入ると、低コスト生産の必要性が日本の製造業全体に広がり、タイ、マレーシアなどASEAN諸国での海外生産も加速した。

1990年代からはASEANに加え中国へも生産立地が拡大したが、中国の場合は香港に設立した日本企業の子会社から委託加工（加工貿易）の形式をとった。実質的には日本製造業の中国への生産立地であっても、中国への直接投資としてはカウントされていない。このように、中国への日本製造業投資は香港経由による委託加工方式であったことも、国際収支統計でみると対中投資額が思いのほか小さくなる要因と考えられる。

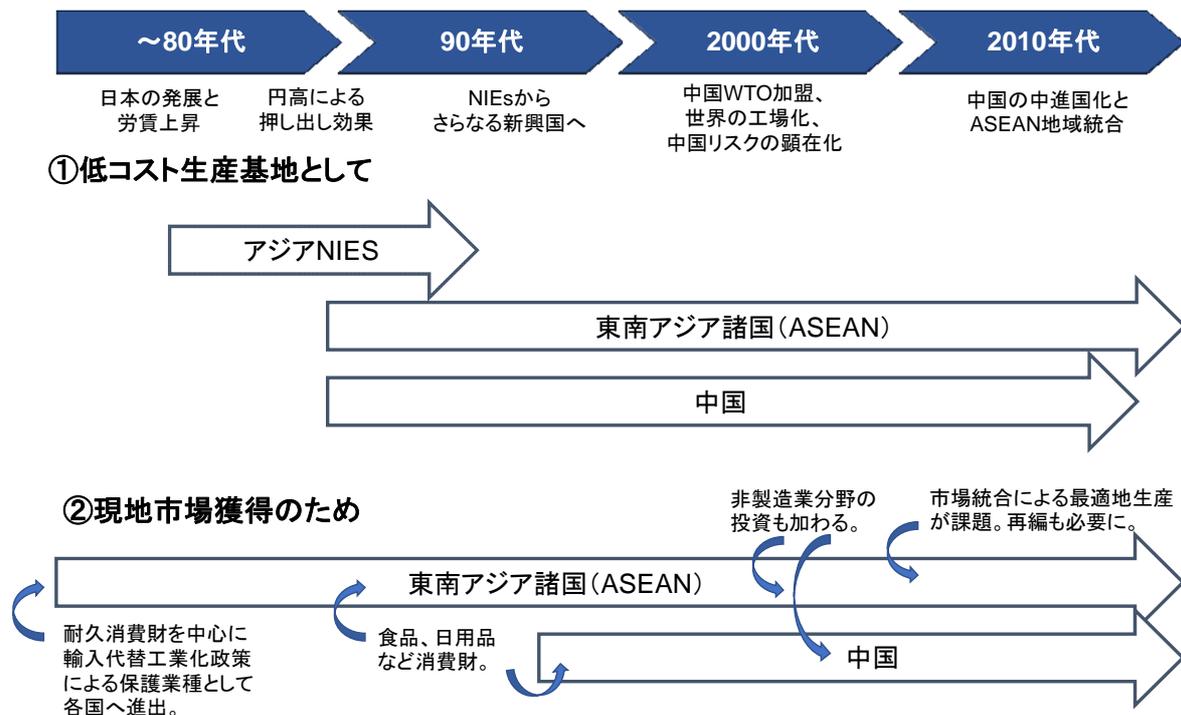
この加工貿易拡大の経緯は補足が必要だろう。改革開放初期にあった中国に直接投資で工場を立地することは資産リスクが大きかった。外資系企業は先ず香港に法人を設立し、広東省深圳経済特区やその後背地となる東莞市などの中国企業に生産を委託する加工貿易が隆盛した。外資系企業は土地、建物、従業員などを直接保有することなく、香港を拠点に中国大陸内に生産技術、設備、管理人材を送り込むことができた。受託側の中国企業は実態としては、土地、建物、労働者の提供のみを行い、工場設計から事業運営の全てを外資側が担った。繊維、玩具、精密機械、複写機へと生産品目は拡大していき、エレクトロニクス製品全般へと生産領域を広げていった。商流は香港との間の貿易取引でも物流は中国内工場を転々と移動できる転廠取引がサプライチェーンを濃縮させた。当時の華南地域の輸出生産拠点は中小零細企業から大手企業の大規模工場まで、この加工貿易の連

鎖によるサプライチェーンが形成され、集積の利益を発生させた。集積が集積を呼び、重層的で競争力の高い産業集積を実現し、2000年頃には華南地域を中心とした中国沿海部は「世界の工場」と呼ばれるようになった。

その後、中国は2001年末のWTO加盟に代表される国際経済への参入を進め、外資政策に関わる法制度を整えていった。2000年代には自動車産業など内需型産業を中心に香港を経由しない対中国直接投資が増加し、香港は中国投資のゲートウェイとしての役割を徐々に縮小させることになった。

なお、図1で示した②の日本企業の現地市場獲得型のアジア進出は、低コスト生産型よりも古く、1960年代にはASEAN主要国で始まっていた。自動車、オートバイ、カラーテレビ、白物家電など耐久消費財産業が、現地政府の保護政策を呼び水に誘致された。関税を引き上げたり、輸入を禁止するなど保護環境下で現地組み立てと販売を行った。ただし、各国の内需は決して大きくなく、規模の経済を背景とした関連産業の工業化は一部の地域と産業を除き遅々として進まなかった。さらに自由貿易の進展で、域内関税の撤廃が進む今、各国に配置された輸入代替型工場は最適地生産への転換が急務となり、複数生産工場の再編という重要課題に直面することとなった。現地市場獲得型の進出は、現地市場の所得向上などにより、食品加工や日用品など内需向け消費財生産が活発化し、規制緩和によるサービス業の進出も増加傾向にある。

図1 日本製造業のアジアへの進出経緯



(出所) 筆者作成

「世界の工場」は今

中国の輸出生産拠点の産業集積は、2000年代中頃から人件費の上昇などにより低コストでの生産に陰りが見え始めた。単純労働者の人手不足や離職率の上昇、労働争議の頻発、加工貿易規制など、生産環境は日々厳しさを増していった。中国で上海市と並んで賃金水準が高い深圳市の法定最低賃金は、2010年から2017年までに約2倍に上昇した。賃金の上昇は労働集約型産業に大きな打撃となるが、内需が拡大することを考えれば現地市場獲得型の製造業投資にとっては追い風となる。その代表格が自動車産業であろう。

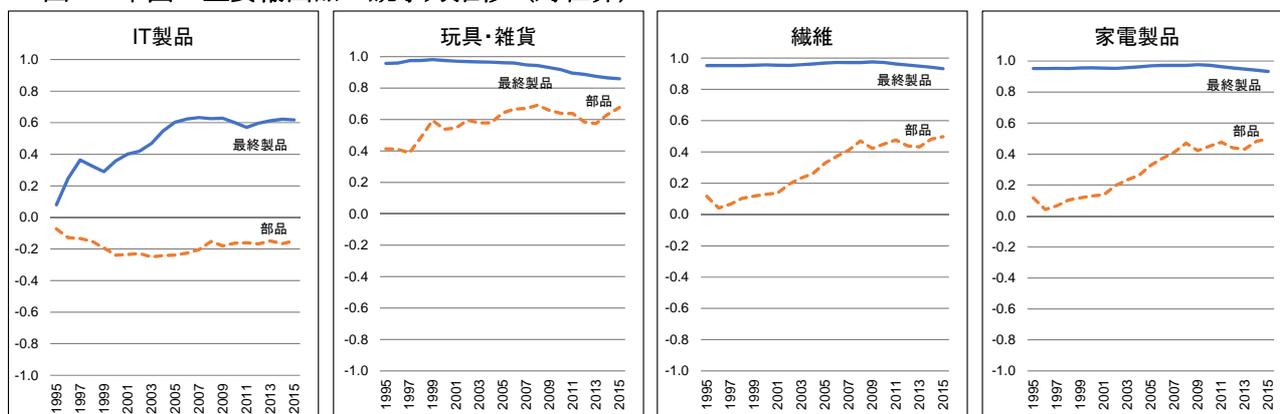
では、中国はモノづくりに適さない国になったのかということ、そうではない。国の経済構造が高度化し、新しい生産要素にその比較優位が転換されていくからである。もちろん、かつてのような労働集約型産業を大規模に立地して量的な拡大を図る時代ではなくなった。安価豊富な労働力を活用した産業から、資本や技術をより多く投入するモノづくりへと変容を遂げる必要がある。産業構造が高度化する中、個別産業はどうしたらいいのか。当然のことながら個別産業レベルでも高度化が必要となる。

個別産業の高度化をどのように考察すればいいのか様々な手法があるが、ここでは以前筆者が算出した貿易特化係数^(注)を使って輸出製造業の競争力を図2で見たい。最終製品は組立加工や検査工程といった後工程が多いため、生産設備を多く使用する部品生産よりも労働集約的な工程となる。賃金の上昇によって後工程が難しくなってくると、最終製品の輸出競争力が低下すると考えられる。この点、中国の主要輸出品を見ると、玩具・雑貨、繊維、家電製品の最終製品の輸出競争力は2010年頃から緩やかな低下傾向に入っている。一方で、IT関連の最終製品は0.6の付近を横ばいで推移しており、最終製品の輸出競争力の低下は見られない。部品については、より設備集約的で技術集約的な工程を多く含むが、IT製品以外の部品は輸出競争力を上昇させた。IT製品の部品については唯一マイナス圏にあり、わずかながら上昇したように見えるが、おおむね横ばいで推移している。

貿易特化係数は貿易収支を指数化したものであり、内需向けの生産量も加え、もっと多面的に分析すべきとの指摘もあろう。しかしながら、既述のとおり、中国の主要輸出品の生産形態は加工貿易から始まっており、生産品を全量香港へ輸出するのが基本モデルとなる。このため、一例を示せば、国内調達可能な部品であっても、国内で直接取引せず、わざわざ香港を介した貿易取引に切り替えて調達する企業もある。このため、主要輸出産業では、内需向け製品も含め全量輸出されることから、生産実態は貿易統計によっても把握可能となるのである。

労働集約化の限界を迎えた品目は徐々に最終製品の競争力を低下させたが、その部品については設備投資や技術の投入によりむしろ競争力が向上していた。これらの部品は周辺諸国に分散立地した組立工場などに供給されていると考えられる。では、IT最終製品の競争力維持の背景は何であろうか。これは、IT関連製品輸出の32.3%を占めるスマートフォンの生産拡大が大きな要因であろう。部品については高度な素材からセンサーといった電子部品など輸入依存が強いいため、マイナスとなっているが、最終製品の高い輸出競争力が続けば、後方連関効果による部品産業の国内製造の範囲が今後広がる可能性が高い。

図2 中国の主要輸出品の競争力推移 (対世界)



(出所) 霞山会『東亜』No.603、2017年9月号、27ページ。元典は「Global Trade Atlas」および「RIETI-TID 2015」より筆者作成。

(注) 貿易特化係数とは純輸出額(輸出額-輸入額)の総貿易額(輸出額+輸入額)に対する比率で、貿易収支を指数化したもの。+1から-1の値をとり、+1に近いほど輸出競争力が高く、-1に近いほど輸出競争力が弱いことを表す。

製造現場の高度化

個別産業レベルの高度化において、製造現場では生産性向上が必須となる。自動機械を導入して省力化したり、原材料の調達先を国外から国内、国内でも日系企業ではなく台湾系や地場企業へ切り替えるなどして原料コストを引き下げるといった対応がとられるであろう。このほか、技術者や管理職など要職に就く外国人を現地化するといったこともある。筆者の知る限り、中国の件費の上昇が顕著になった 2000 年代中頃から華南地域の日系企業ではほぼこれらの対応策の全てを実施し生産効率を高める努力をしてきた。中でも、生産設備の高度化は製造業の固定資産を見ればわかるので数値で捉え易い。従業員数で割り戻して一人当たりの装備(資本)額を算出し推移を見れば、製造業が労働集約化したのか、資本集約化したのかが分かる。以下に示す表は中国の製造業全体の固定資産額を就労者の数で除した資本労働比率である。2005年、2010年、2015年と3時点間で比べた。

資本集約の度合いは2005年から2010年までの5年間で133.4%増(約2.3倍)、2015年までの10年間では184.9%増(約2.8倍)となった。2010年から2015年までの5年間だけをとると22.1%増(約1.2倍)となる。中国製造業の資本集約化は2005年からの5年間に急速に進み、続く2015年までの5年間では比較的緩やかに進んだことを示している。ただし、固定資産は土地資産も含むため、土地の値上がりやCPIの中で突出して高い場合、土地価格が固定資産を引き上げている可能性もある。このため資本労働比率といっても機械設備だけが大きく伸びたとは言えない点は留意が必要だろう。それでも、2005年以降の固定資産額の増加は急速で、この期間に多くの製造業が設備投資を積極的に行ったことを示唆している。

いずれにせよ、中国の製造現場では地場企業、外資系企業も含めた平均で、従業員一人当たりの固定資産額がこの10年で2.8倍になった。労働集約型の産業が量的拡大を求めて増産を積み重ねてきた「世界の工場」で、人の手に頼った生産規模拡大が限界に達し、機械化を進める必要に直面したのである。機械化が馴染まない、あるいは機械化できない工程は中国(沿海部)では生産性の向上が難しくなり、中国内陸部やベトナムやカンボジアなど東南アジア諸国へと二次展開することになった。これがいわゆるチャイナ・プラス・ワンと呼ばれる現象だった。この点、中国からの二次展開が今後急拡大する状況ではないことが分かる。機械化が難しい業種は先に見たように2005年から2010年の固定資産の急拡大の期間に、外国への生産移管を進めたと考えられるからである。

表 中国製造業の資本労働比率の変化

	固定資産投資額 (億元)	就労者数 (千人)	1人当たり固定資 産額(元)	2005年比伸び率 (%)
2005年	26,576	29,881	88,939	—
2010年	75,504	36,372	207,587	133.4
2015年	128,424	50,687	253,366	184.9

(出所)『中国統計年鑑2006年、2011年、2016年版』(中国国家统计局ウェブサイト)

(注)2005年末から2010年末までのCPI上昇率14.8%、続く2015年末までは14%で実質化した。

中国製造業の課題と展望

世界の工場と呼ばれた中国は世界の市場へと変貌したといわれることがあるが、これも誤解を招く表現だろう。先の貿易特化係数による主要輸出産品の多くが、輸出特化の値を示し、引き続き中国の工業製品輸出競争力は極めて高い水準にある。

輸出製品の中でもIT製品については、日本、韓国、台湾、中国の4カ国・地域が世界生産の41%、香港の再輸出を加えると53%、近年スマートフォンの輸出が急増しているベトナムを含めると55%

となる。輸出品の中でも単価が高く、軽量、小型という特徴を持つ IT 製品は東アジアを中核としたサプライチェーンを形成している。

2010 年頃からだろうか。中国の華南地域の日系製造業を訪問して経営者と話していると、「最近の製品はメカを使わなくなってきたんですね」という愚痴というか悩みを聞くことが増えた。こうした企業の製品は、スイッチやバネ、ゴムローラーなど、エレクトロニクス製品に使用される精密駆動部品の生産企業だった。メカとは機構のことだそうで、ビデオデッキのカセットテープを機械に引き込んだり、テープをヘッドに巻き付けたりといった駆動のための機構である。ノート PC であれば、冷却ファン、ハードディスクドライブ (HDD) のモーター、画面とキーボードの折りたたみ部のヒンジなどであろう。このほか、ガラケーと呼ばれる二つ折りの携帯電話が主流だった時代、物理的なボタンは小さいボディに少なくとも 10 数個あり、その下にはバネや電極が配置されていた。今思えばずいぶんたくさんの製品の要所に「駆動する部品」が使われていた。パソコンはタブレット PC となり、ボタン類も液晶タッチパネルが兼ねるようになった。HDD も SSD が主流となりつつあり、熱対策のためのファンも不要となった。携帯電話もスマートフォンに置き換わったことで駆動するメカトロニクスの部品はほぼ使われなくなった。精密な動きを制御するフレームやレール、ゴムベルトやバネといった駆動部品の必要性は IT 関連製品の中では随分と減ってしまったのである。製造業の個別産業レベルの高度化は、企業単体の努力によって生産効率を上げる以外にも、製品のイノベーションによって従来型から新しい型へと変容する。華南のモノづくりの現場では、スマートフォンの登場で特需が生まれた半面、機構部品のように需要が減ってしまった分野も少なくない。一企業だけの努力で何とかなるものではなく、製品のイノベーションに合わせ既存技術の応用で多角化することが課題となる。ただし、誤解を招くといけないので付記するが、華南地域では依然、複写機やプリンターの生産が多く、給排紙のためのメカトロニクスの分野は重要な基幹部品として成長を続けている。

2010 年頃の華南地域のモノづくり環境の変化の中では、スマホ特需に加え、民生用エレクトロニクス製品の部品から自動車部品製造に重点を移した企業も少なくない。これら企業は、加工貿易という従来型のビジネスモデルからいち早く現地法人化に着手し、国内自動車メーカーと国内取引ができる体制を整えていった。自動車産業は電子化が進んできており、今後、EV 化が加速すれば、発動機やギアに関わる機構部品が減り、電子制御の部品需要が高まると予想される。携帯電話からスマートフォン、ノートパソコンからタブレット PC といった製品レベルのイノベーションよりも、もっと大規模な波となって企業の変革を迫るのではないだろうか。

(執筆者連絡先)

専修大学 商学部 池部 亮



2017 年の中国インターネット経済の発展動向 ～スマート化の時代へ

三菱東京 UFJ 銀行 (中国)
中国投資銀行部 中国調査室
孫元捷

2017 年 10 月に開かれた中国共産党第 19 回全国代表大会で、習近平総書記は基調演説を行い、その中で、インターネットについて数回言及した。「供給側の構造的改革を深化し、製造強国を目標とし、先進的製造業の発展を加速させるとともに、インターネット、ビッグデータ、人口知能 (AI) と実体経済の融合を推進させ、ミドル・ハイエンド消費の拡大、イノベーションによる経済成長の牽引、グリーン・低燃費、シェアリングエコノミー、現代サプライチェーン、人的資本サービスなどの分野において新たな成長点を育成し、新たな原動力を育成する」ことを強調した。

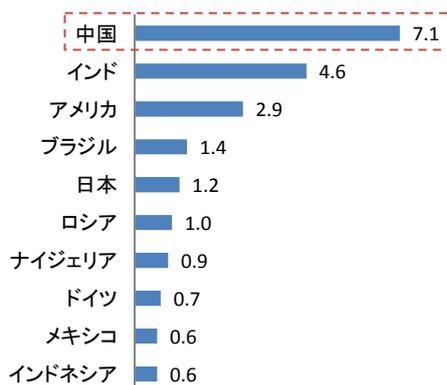
経済発展におけるインターネットの重要な地位がますます顕在化しており、「スマート化」と「融合」は今後の発展の特徴となるもので、インターネット、ビッグデータ、人口知能と実体経済は初歩的な融合から深いレベルでの融合へと進化が続いている。

I. 2017 年におけるインターネット経済の発展状況

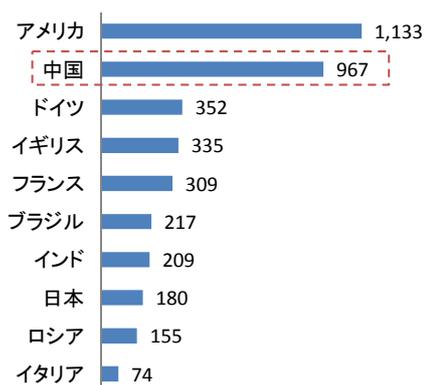
インターネットが経済成長の主な牽引力に

2016 年末時点で、中国のネット利用者は 7.1 億人に達し、インドと米国の合計に相当し、世界全体の 1/5 を占めている (図表 1)。一方、中国のインターネット消費規模は 9,670 億米ドルと米国をやや下回る (図表 2)。但し、伸び率をみると、ネット利用者の過去 15 年間の平均伸び率は 25%、インターネット消費の過去 5 年間の平均伸び率は 32% の高成長を記録した。

【図表1】2016年インターネット利用者上位10国 (億人)



【図表2】2016年インターネット消費上位10国 (10億米ドル)



(出所) CNNIC、Internet Live Stats のデータより三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国調査室作成

Boston Consulting Group (BCG) の試算によると、2016 年の中国のインターネット関連経済規模 (eGDP¹) が GDP に占める割合は 6.9% に達しており、韓国に次ぐ世界第 2 位となった。韓国、インドは ICT (情報通信技術) 設備の輸出入額が高いため順位が高いが、これを除けば中国が

¹ インターネット小売、接続設備に関する消費、投資、政府支出、輸出入などが含まれている。

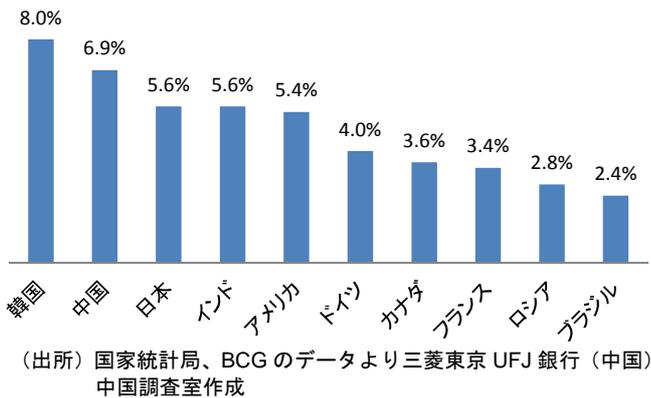
首位 (6.4%) となり、韓国 (5.8%) とインド (3.2%) は3位と8位に下がる (図表3)。

中国インターネット協会が発表した「2017年中国インターネット企業100強分析報告」によると、中国インターネット企業トップ100のインターネット業務収入は前年比46.8%増の1兆700億元となり、インターネット消費に占める割合は27.4%、インターネット消費に対する寄与率は8.7%となった。うち72社のインターネット業務収入の伸び率は20%以上、31社は100%以上の高成長を実現した。時価総額の高い順に中国インターネット企業トップ10はテンセント、アリババ、百度 (バイドゥ)、京東 (ジンドン)、網易、新浪、搜狐、美团、携程、360 となっている。2017年11月、テンセントの時価総額は5,000億米ドルを突破し、初めてフェイスブックを追い抜き、アップル、グーグル、マイクロソフト、アマゾンに次ぐ世界第5位、アジア最大のテクノロジー企業となった。アリババは4,800億米ドルで世界第7位を占めている。

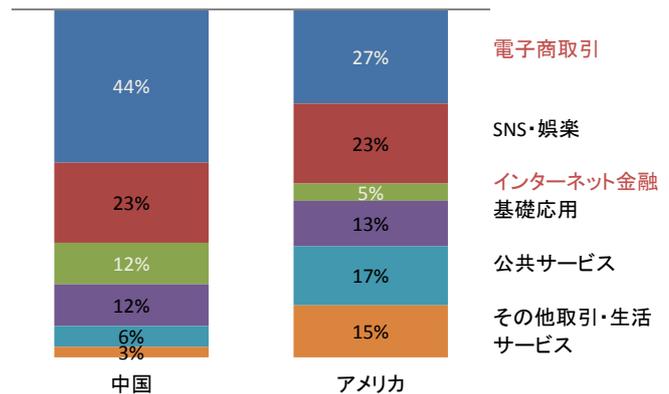
分野別でみると、電子商取引 (EC)、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)・娯楽、インターネット金融の企業収入はそれぞれ全体の44%、23%、12%を占めており、ECとインターネット金融の割合は米国 (27%、6%) を上回った (図表4)。

中国経済は成長エンジンの新旧交代の重要な時期にあり、従来型成長エンジンの牽引力が弱まっているが、インターネット産業に基づいた新たな業態やモデルが続出し、急速な成長ぶりを見せており、従来型産業との融合も新しい産業革命および供給側の構造的改革を促進した。

【図表3】2016年世界主要国のeGDPの割合



【図表4】中米インターネットの分野別業界構造 (2016年)



(出所) BCGのデータより三菱東京UFJ銀行 (中国) 中国調査室作成

(注) 電子商取引: C2C、B2C、B2B
 SNS・娯楽: SNS、ネットゲーム、ネット動画、ネット音楽
 インターネット金融: 第三者決済、ネット資産運用、ネット貸借、ネット保険
 基礎応用: 検索、地図、ネットニュース
 公共サービス: モバイル交通、ネット医療、ネット教育

ネットインフラの整備

国際電気通信連合 (ITU) のデータによると、2017年6月時点、世界におけるインターネット普及率 (全人口に占めるインターネット利用者の割合) は2016年末の47%から48%に上昇し、インターネット利用者は35.8億人に増加した。2019年のインターネット利用者は38.2億人となり、総人口の50.6%を占めると予測されている。固定ブロードバンドの利用者規模は2012年の5.4億人から2017年は8.7億人に増加、平均回線速度は2016年の27.5Mbpsから2021年は53.0Mbpsに上昇する見通し。

一方、中国では政府の「提速降费 (回線速度の向上、回線費用の低減)」の推進を受け、光ファイバーによる家庭向けデータ通信サービス (FTTH、Fiber to the Homeの略) のカバー率が大幅

に向上し、利用者の割合は日本や韓国を超えている。2017年9月時点、固定ブロードバンドの利用者は3億2,115.7万世帯、普及率は72.5%となり、2020年に70%としていた目標を前倒して達成した。このうちFTTH利用者は全体の82.3%を占め、回線速度50M以上の利用者は全体の60%以上を占めている。

モバイルブロードバンドについて、3G・4G ネットカバー率の向上および接続費用の低減により、過去5年間の世界におけるモバイルインターネット利用者数の伸び率は10%を超え、2016年末のモバイルインターネット利用者数は前年比10%増の34億人となった。2017年11月時点、中国の携帯電話基地局数は323万箇所、うち4G基地局数は179万箇所となり、携帯電話利用者は8.8億人、うち4G利用者は全体の71%を占める6.2億人となった。また、2017年9月時点、中国のモバイルブロードバンド(3G・4G)利用者は11億3,769.9万人、普及率は82.3%となり、OECD(経済協力開発機構)35カ国の中で第20位に位置し、フランス、ドイツ、カナダなどの先進国を抜いている。

アプリケーションの利用

中国情報通信研究院のデータによると、2017年6月時点、中国の第三者アプリストアとアップルのApp Store(中国)で、中国消費者向けのアクティブアプリケーション数は402万個を超えており、前者が232万個、後者が170万個となった。分野別でみると、2017年6月時点で、ゲーム類はアプリ数が116万個、ダウンロード数が1,183億回で、アプリ数で1位、ダウンロード数で2位を占めている。アプリ数の2位~5位は生活サービス、オンラインショッピング、テーマ、オフィス・学習、ダウンロード数の1位~5位はツール、ゲーム、動画、インスタントメッセージ、生活サービスとなっている。第三者プラットフォーム別にみると、百度のアプリストアのアプリ数(71万個)と配信数(1,578億回)がいずれも最高となった。地域別のモバイルアプリの開発数をみると、北京(24%)、広東(19%)、上海(12%)が合計で全体の55%を占めている。

利用者の増加が特に目立ったのはシェアリング自転車、短い動画、新しい小売といった分野であり、各種アプリの続出は人々のライフスタイルを変え、細分化・多様化・個性化した顧客ニーズに答えている。2016年の中国のモバイルアプリストアで、ライブ動画のアプリ数は前年比30%増の5.6万個、ダウンロード数は同214.6%増の99.1億回となった。2017年6月時点のライブ動画の利用者数は3.4億人とネット利用者全体の45.6%を占めている。

アリババとテンセントのインターネット大手2社はモバイル決済事業における取組みにより、業界の飛躍的な成長および中国社会のキャッシュレス化を推進した。モバイル決済は各種アプリを通じて生活サービス業に広く浸透し、交通、小売、飲食、観光、医療、教育などあらゆる分野で速く普及し、従来型産業に変革をもたらした。

ベンチャー企業の続出

CrunchBaseの統計によると、2017年9月時点、世界におけるユニコーン企業(評価額が10億米ドル以上の非上場企業)は267社、企業価値は9,208億米ドルに達している。米国は124社と全体の46.4%を占め、22業界に参入し、中国は90社と33.7%を占め、17業界に参入している。トップ10のうち、中国と米国の企業がそれぞれ半分を占めており、中国の5社はインターネット金融の蚂蚁金服(アントファイナンシャル)(2位)、ライドシェアサービスの滴滴出行(3位)、総合家電メーカーの小米(4位)、インターネット金融の陸金所(9位)、生活サービスの更美大(10位)である(図表5)。

中国のインターネット利用者規模の伸びの鈍化により、インターネット産業は技術やイノベーション牽引型の成長モデルへ転換しており、機械学習、個人用仮想アシスタント (VPA)、スマートロボット、商用無人航空機、自動運転車といった分野のスマート技術は飛躍的な進歩を続けている。百度の自動運転開発「アポロ計画」、ニュースアプリ「今日頭条」の AI ニュース配信、アリババの無人スーパーなど、世界の先頭を走っている。また、ベンチャー企業は差別的優位性を生かし、中国での優位性によって新興市場の開拓に取り組んでおり、滴滴出行、華為、OPPO、VIVO、小米などのスマートフォンメーカーは海外市場でも活躍している。

【図表5】世界ユニコーン企業トップ10

	社名	評価額(億米ドル)	国	業界
1	Uber	680	米国	自動車交通
2	螞蟻金服	600	中国	金融
3	滴滴出行	500	中国	自動車交通
4	小米	460	中国	スマートハードウェア
5	Airbnb	310	米国	観光
6	SpaceX	210	米国	航空宇宙
7	Palantir	200	米国	企業サービス
8	WeWork	200	米国	企業サービス
9	陸金所	185	中国	金融
10	新美大	180	中国	生活サービス

(出所) CrunchBase のデータより三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国調査室作成

海外・農村市場で拡大

利用者規模の伸びの鈍化と「一帯一路」構想の実施に伴い、中国のインターネット企業は海外事業展開を加速している。アリババは決済を切り口として海外店舗とユーザーの獲得を図り、テンセントはゲームと SNS に注力し、インド、韓国、日本、ロシア、イスラエルなどの国へ参入、百度地図は六大洲の 209 カ国・地域をカバーしている。グローバル競争が激しいインド市場で、無料アプリの日中ダウンロードランキングのトップ 10 に中国のアプリが 3 つランクインし、50% 以上のインドのローカルユーザーは中国企業が開発したインターネット製品・サービスを利用している。

中国のインターネット発展は地域的不均衡が顕著であり、ネットカバー率において、2017 年 6 月、都市部のインターネット普及率は 69.4% であるのに対し、農村部では 34.0% にとどまる。アプリの利用について、都市部と農村部はインスタントメッセージでの利用率の差は小さいが、ビジネス取引、決済、ニュース・情報などの利用率の差は大きい。潜在力が大きい巨大な農村市場向けに、アリババ、京東などの大手企業は「農村淘宝」、「京東帮」を通じて農村市場へ参入し、農村 EC の急成長を促進した。アリババは 500 県で 28,000 のサービス拠点を設置するほか、ネット通販を基に農村の物流ネットワークを構築し、現在 3 万の村をカバーしている。また、アントファイナンシャルの農村金融、京東の「京農貸」といった農村向け金融商品が急拡大しており、農村市場の小口金融サービスのニーズに応えた。

II. 2018 年の発展見通し

交通、AI 分野の投資が活発化

2017 年 1~9 月、中国で資金調達額トップ 10 案件のうち、交通分野は 3 件で、金額は 50% 以上を占めている。3 社とは、ライドシェアと自動運転の滴滴出行、ライドシェアと新エネルギー自動車の北汽緑行、自動車 EC の易車網である。このほか、シェアリング自転車の OfO とモバイク、電気自動車の蔚来汽車、中古車 EC の優信二手车、瓜子二手车、人人二手车、ライドシェアの神州専車も大口の融資を獲得した (図表 6)。

自動運転は AI の重要な応用の方向としてインターネット会社、テクノロジー会社、自動車会社が競争する分野となっている。海外ではグーグル、ウーバー、インテル、テスラ、フォード、

ゼネラルモーターズ、国内では百度、滴滴出行、蔚来汽車、上海汽車集団が積極的に自動運転技術の研究開発に取り組んでいる。また、自動車 EC と自動車金融の潜在的成長力は大きく、投資家が注目する分野である。

近年、ビッグデータ、クラウドコンピューティングといった技術の進歩および実用化に伴い、各業界における AI の応用は人間の自然の能力に接近し超えつつあり、ほぼすべてのインターネットのサービス分野を変革しようとしている。ロボット、自然言語処理、マシンランニング、コンピュータービジョンなど基礎技術の商用化により、AI 技術は電信、自動車、金融といった技術・データ・資金が集中する業界から、広告・メディア、医療、物流、製造などの従来型産業へも参入している。

2016年、中国の AI 企業数は 709 社と米国に次ぐ世界第 2 位となり、特許申請件数は 15,745 件と米国と同水準にある。米国、中国、欧州の AI 技術の研究開発と企業投資は世界の先頭に立ち、2000～2016 年の中米欧における新規設立 AI 企業数は世界全体の 75% を占めており、米国がトップで、中国と欧州も高い水準にある。中国と欧州の資金調達規模は 2014～2016 年の 3 年間、それぞれ全体の 17.3%、23.1%、25.5% を占めてきたが、米国は同期間に 73.1%、63.1% と 64.5% を占めた。

2017 年 1～9 月、中国の AI 分野の投資金額は 200 億元に上り、2016 年通年より 50% 増加した。一方、AI 技術やエコシステムにおいてグローバル大手企業との差は大きい。BAT と呼ばれる大手 3 社は技術、商品で差異化戦略を取り、百度は音声識別、視覚認識、自然言語処理、自動運転などの研究開発により金融、クラウド、医療分野に参入、アリババは AI やクラウドサービスを通じて EC から交通・気象予測、裁判所の速記などに応用、テンセントは投資や合併を通じて AI 技術を監視、医療、ゲーム、スピーカーに応用している。

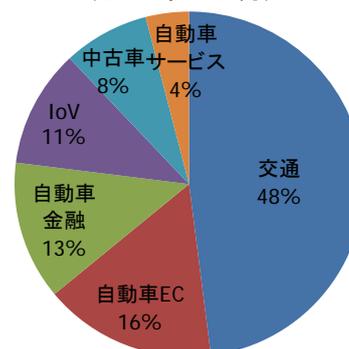
一方、米国は研究機関、大学や私営企業が共に参加しており、ベンチャー企業は広告・マーケティング・顧客管理、ネット安全、コンピュータービジョン、インターネット金融、テキスト分析、ロボット、IoT、自動車テクノロジーなど多数の分野に参入し、イノベーション活動が活発化している。グーグルと IBM に代表されるグローバル大手企業は強い技術力とデータ資源によって、基礎分野、技術、応用の面で全面的に取り組んでいる。

スマート化の時代へ

世界におけるモバイルインターネット利用者が 20 億人を超えた今日、消費者とサービスは広く繋がり、様々な物がインターネットに接続されるモノのインターネット (IoT) の時代を迎えた。さらに、多種多量のデータの流通・蓄積とその分析・活用が進展することにより、インターネット産業をスマート化の時代へ導いている。バーチャルとリアルの世界が融合しつつある中、インターネットと実体経済の全面的な融合は多くの従来型産業に変革をもたらし、新たなビジネスモデルを生み出した。かかる中、「スマート化」と「融合」が新しい時代のキーワードとなり、「新型スマートハードウェア」と「スマートインターネット+」がインターネット産業の戦略的方向になることが見込まれる。

スマートハードウェアにおいて、IoT を自動車分野に特化させた IoV (Internet of Vehicles) が業界で注目されており、2017 年の中国の IoV 市場規模は 2,000 億元と予測される。ユーザーにとって住宅、オフィス、携帯電話によるネット接続に限らず、クルマは新たなモバイルインターネ

【図表6】 中国の交通分野資金調達額 (2017年1～9月)



(出所) 中国情報通信研究院のデータより
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国調査室
作成

ットの入り口になると見込まれており、HCI (Hyper Converged Infrastructure : 人とコンピュータの相互作用)、スマート化サービス、エンターテインメントを一体化させることで、ユーザーの体験を高度化した。中でも、車載 OS、自動車電子化、自動運転などの技術が注目を集めている。また、スマート家電も産業革命の主戦場であり、ユーザーはどの家電を通じても家全体のスマート設備をコントロールすることができるようになり、スマートテレビ、スマートスピーカー、スマート冷蔵庫を巡る情報への入口の競争が繰り広げられている。

スマートインターネット+において、インターネット企業は自身の持つコア技術や製品によって、金融、物流、製造、医療といった分野に参入しており、オンラインとオフラインのさらなる融合、技術革新による成長モデルの転換に取り組んでいる。

国家統計局のデータによると、2017年の中国の情報送信・ソフトウェアと情報技術サービス業の付加価値は前年比26%増の2兆7,500億元となった。インターネットと関連サービス業に代表される現代サービス業の伸び率は高く、経済成長に対する寄与率は上昇しつつあり、新たな成長エンジンとなっている。

AI や IoT、ビッグデータ、クラウドコンピューティングを活用した新たなビジネスモデルの創出を目指す試みが進みつつあり、関心が集まっている。業務効率化が可能になるとともに、顧客が求めるモノやサービスを的確に捉え、設計・生産システム (リアルな世界) と IT システム (バーチャルな世界) を高度に連携させることによって、ものづくりやサービスのあり方を変える様々な形のスマート化を実現した。このような時代に身を置く企業には大きな変革が迫っており、インターネット社会の潮流に順応しながら、利用者ニーズの把握力と即時対応力、オンラインとオフラインの統括運営、サードパーティーとのパートナー関係の構築などを強化することが求められる。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 有限公司 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

E-mail : sun_yuanjie@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888 (内線 117)



中国自動車業界の今 ～重要性を増す日系完成車メーカーの中国事業～

三菱東京 UFJ 銀行
戦略調査部 香港駐在
調査役 黒川 徹

2017 年の中国の自動車工場出荷台数（乗用車+商用車）は 2,887 万台と 9 年連続で世界一となったが、その伸び率は前年比 3.0%増と 2011 年以來 6 年ぶりの低水準に留まった。

2017 年 12 月末に車両購置税の減税が終了した他、2019 年からの NEV 規制導入が決定されるなど、注目される動きが目立つ中国自動車業界について、以下の 3 つの切り口にて簡単に整理した。

1. 2018 年の自動車需要をどう見通すか

2017 年の自動車工場出荷台数は 2,887 万台と 9 年連続で世界一となったが、その伸び率は前年比 3.0%増と 2011 年（2.5%増）以來 6 年ぶりの低水準に留まった。2018 年については、2017 年 12 月末に車両購置税の減税が終了したため、一段と厳しさを増すとの見方が多い。2018 年の自動車需要をどう見通すか。

(1) 2017 年の実績

2017 年の自動車全体（乗用車+商用車）の工場出荷台数は 2,887 万台と過去最高を更新し、9 年連続で世界一となったが、その伸び率は前年比 3.0%増と 2016 年の伸び率（13.7%増）から大きく減速し、2011 年以來 6 年ぶりの低水準に留まった（図表 1）。

特に、主力の乗用車の伸び率鈍化が鮮明になった格好。乗用車の工場出荷台数は、2015 年 10 月以降、車両購置税^(注)の減税に支えられ好調を持続してきた。しかしながら、2017 年は、2016 年の減税に伴う需要先食いの影響、及び減税幅の縮小を背景に 1.4%増と WTO 加盟の 2001 年以降初めて 5.0%増を下回るなど、伸びが大幅に鈍化。

- ✓ 2017 年後半は、年末に掛けて「減税終了前の駆け込み需要が見込まれる」（完成車メーカー、以下 OEM）との見方もあったが、前年の発射台が非常に高い中、駆け込み需要の押し上げ効果は限定的なものに留まり、4Q（10～12 月）に若干ながらマイナス成長となった。

(注) 車両購置税（自動車取得税）は、中国国内で車両を購入した機関・個人が徴収される税。2015 年 10 月より排気量 1.6L 以下の車両（小型車）の税率が通常の 10%から 5%に減税され、当初は 2016 年末で終了する予定であったが、中国財務省は、2016 年 12 月 15 日に小型車の減税措置を 1 年延長すると発表。2017 年 1 月から 12 月末の間は税率を 5%から 7.5%に引き上げ、2018 年 1 月から通常の 10%に戻された。

《 図表 1：自動車工場出荷台数の動向 》

(単位:万台)

	2014	2015	2016				2017					2017 通年
	通年	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	
自動車全体	2,349	2,460	652	628	649	865	2,803	700	635	687	872	2,887
前年比 (%)	6.9	4.7	6.0	10.2	24.9	15.0	13.7	7.4	1.1	5.8	0.9	3.0
乗用車	1,970	2,115	566	536	567	761	2,438	595	531	590	760	2,471
前年比 (%)	9.9	7.3	6.7	11.8	27.7	15.7	14.9	5.1	▲ 0.9	4.0	▲ 0.1	1.4
商用車	379	345	86	93	82	104	365	105	105	97	113	416
前年比 (%)	▲ 6.5	▲ 9.0	1.4	1.8	8.6	10.6	5.8	22.6	12.7	18.5	8.4	14.0

(注) 通年の数値については、資料の制約から 1Q～4Q の合計と一致せず。

(資料) 中国汽車工業協会 (CAAM) 資料を基に三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部 (香港) 作成

乗用車の販売台数^(注)をみても、2017年に入ってから冴えない展開が継続(図表2)。1Q(1~3月)の大幅な落ち込みに加え、4Q(10~12月)の低調な推移により、2017年は前年比0.4%減と僅かながらマイナス成長を記録。

- ✓ 減税対象であった排気量1.6L以下に限ると、2017年は、前年の高成長(23.2%増)から一転して2.7%減となり、減税効果の薄れる中で需要先食いの反動減が顕在化。

(注) 販売台数には、日本の自賠責保険にあたる自動車交通事故責任強制保険加入台数を採用(本資料では新車のみカウント)。中国では、車両を購入した機関・個人は新車登録(ナンバープレートや走行許可証等の登録)を行う際に強制保険に加入した証書の提出が必要。

《 図表2：乗用車販売台数の動向 》

(単位:万台)

	2014	2015	2016				2017					
	通年	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
乗用車全体	1,829	2,019	539	480	568	761	2,349	469	502	596	772	2,339
前年比(%)	n.a.	10.4	5.5	13.7	23.1	22.0	16.3	▲13.0	4.5	4.9	1.4	▲0.4
1.6L以下	1,254	1,397	385	341	418	577	1,721	319	347	422	586	1,674
前年比(%)	n.a.	11.4	6.7	20.3	36.6	29.0	23.2	▲17.1	1.7	1.0	1.6	▲2.7
1.6L超	575	622	155	139	151	184	628	150	155	174	186	665
前年比(%)	n.a.	8.1	2.4	0.2	▲3.3	4.2	1.0	▲2.6	11.5	15.5	1.1	5.9

(資料) 中国汽船技術研究センター(CATARC)資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部(香港)作成

(2) 2018年の展望

2018年の乗用車の工場出荷台数は、前年比1~2%増と低い伸び率が続く見通し。

- ✓ そもそも中国の乗用車需要は、先進諸国に比して低水準に留まる保有率、経済発展に伴う購入層の拡がりを背景に、中長期的な視点に立てば、一桁台半ば程度で成長するという市場コンセンサスに変化はみられない。
- ✓ 但し、業界関係者の間では、二桁成長を記録した2016年に相当量の需要が先食いされたため、その反動減が顕在化した2017年に続き、2018年についても、販売を押し上げるプラス材料が見当たらず、低い伸び率が続くとする向きが多い。

当面のリスク要因として在庫動向が挙げられ、足元で適正水準にある在庫が例年大きく上下する旧正月期間を経た3月にどの程度の水準となるかが一つの注目点^(注)。

- ✓ 在庫早期警戒指数をみると、2017年8月以降、5ヵ月連続で警戒ラインを下回っており、足元で自動車ディーラーの在庫増への警戒感はやや和らいでいる。しかしながら、2017年通年では、統計データの対象範囲が異なるとはいえ、工場出荷台数(輸出分を含む)はプラス成長を維持しているのに対し、販売台数が僅かながらマイナス成長を記録するなど、在庫増への懸念材料が認められる。

(注) 2017年12月末に車両购置税の減税が終了したため、「2018年1Q(1~3月)は各OEMが販売奨励金を増額して対応している」(調査会社)との話も聞かれており、本来の実力の見極めには、4~5月の販売・在庫動向のフォローが欠かせなくなる可能性もありそうだ。

2. 好調と言われる日系完成車メーカーの中国事業をどう捉えるべきか

2015年以降の大手3社（ホンダ、トヨタ、日産）の販売台数は、いずれも目標未達に終わった2014年から一転、3年連続で目標を達成。とりわけ、2017年は乗用車全体が前年比1.4%増の低成長に留まる中、それを大きく上回ったため、「中国では日系OEMの好調が際立った」との報道が目立つ。好調と言われる日系完成車メーカーの中国事業をどう捉えるべきか。

大手3社（日系OEM全体の9割弱）が発表した2017年の販売実績は乗用車全体の伸びを大きく上回ったことに加え（Appendix付表）、大手3社が、最大手VW、2番手GMに続く3～5番手を独占するなど、「中国では日系OEMの好調が際立った」との報道が目立つ。

日系OEMの販売実績を振り返ってみると、大手3社揃って目標未達となった2014年には「中国では日系OEMが苦戦」との報道が相次いだ。2015年以降、大手3社の販売台数は3年連続で目標を達成。とりわけ、2017年は乗用車全体が前年比1.4%増の低成長に留まる中、それを大きく上回ったため、好調と捉えて差し支えなからう。

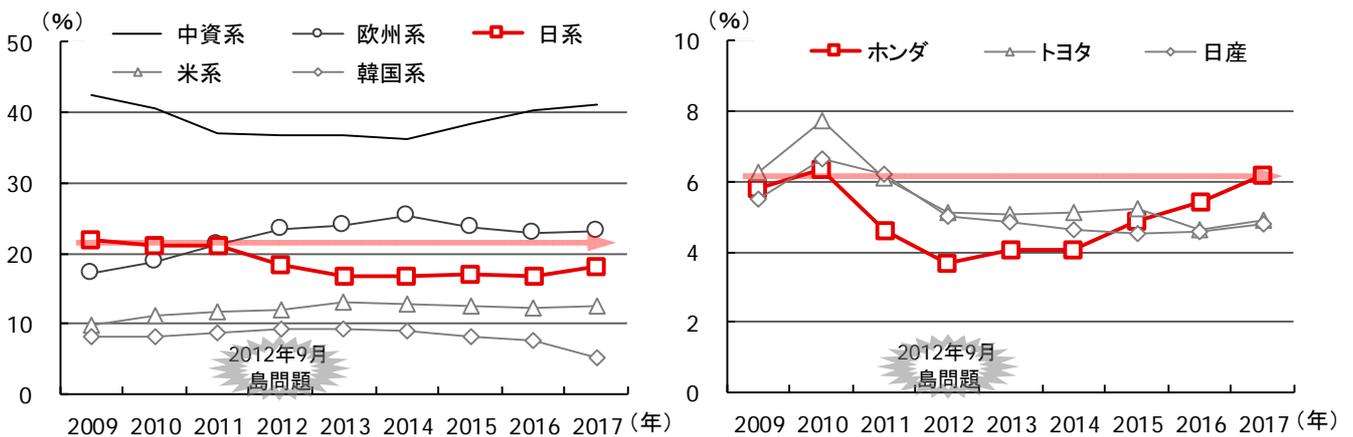
- ✓ 2017年に日系OEMが好調だった要因として、「韓国勢の不振に加え、積極的な新型車投入によるSUVの好調が大きい」（調査会社）とみる向きが多く、かつては保守的と言われた日系OEMの中国事業に対する取り組み姿勢に変化が窺える。

しかし、OEMの国籍別市場シェアをみると、2017年は日系OEMの市場シェアが拡大したものの、過去を振り返ると、日系OEMのシェアは依然として2012年の島問題前の水準まで回復しておらず、その伸長余地が残っている状況と言える（図表3）。

- ✓ 大手3社のうち、島問題前の水準に回復しているのはホンダ1社に限られる。

こうした中、日本車の海外における最大販売国である米国では、引き続き買い替え需要が縮小することに加え、金利上昇も相俟って今後2～3年に亘りマイナス成長が続くとみられるため、日系OEMには、中国事業への一段の注力が求められよう。

《 図表3：国籍別の販売台数シェアと大手3社の販売台数シェアの推移 》



(資料) 中国自動車技術研究センター (CATARC) 資料を基に三菱東京UFJ銀行戦略調査部 (香港) 作成

3. 日系完成車メーカーは EV 生産の鍵を握る電池の調達をどう進めるべきか

中国では、政府が 2025 年に販売台数の 20% を新エネ車にするという推進目標を掲げている上、NEV 規制導入の決定や内燃機関車の生産・販売禁止の検討を始めたとの報道もあるなど、EV 化は一層加速する兆しがある。こうした中、日系完成車メーカーは EV 生産の鍵を握る電池の調達をどう進めるべきか。

中国では、政府が「EV 普及を切り口に、中資系 OEM の国際競争力を引き上げるシナリオを模索している」(中国政府系シンクタンク) 中、新エネ車の高い目標、NEV 規制導入、内燃機関車の生産・販売禁止の検討などを背景に、EV 化は一層加速する兆しがある。

こうした中、多くの日系 OEM から「EV 生産に向けて電池の安定調達が鍵」との声が聞かれており、足元で日系 OEM の関心が電池の調達に集まっている様子。

そもそも EV は、現段階で補助金等の政策支援が欠かせない。中国で新エネ車の補助金対象車に登録されるには、ホワイトリスト^(注)に認定されたメーカーの電池を採用しなければならない模様であり、各 OEM はホワイトリスト入りできていない日韓大手(パナソニック、LG 化学、サムスン SDI) から調達するケースでは価格競争力が損なわれる公算大。

各 OEM としては、補助金支給対象となる電池の調達を進めたいという意向がある中、「ホワイトリストに認定されたメーカーの電池の取り合いになる可能性が高い」(OEM) との懸念が浮上している。

(注) 中国では、車載用電池の品質向上と国内産業の後押しを目的に、2015 年に自動車駆動用電池業界規範条件を制定。その条件を満たす企業はホワイトリスト(中国電池製品目録)に掲載される。規範条件は任意規制であり、補助金支給の必須条件ではないが、新エネ車への補助金支給と密接に結びついていると捉えられており、実質的には強制的な規制の位置付け。

外資系 OEM (VW、BMW、現代自等) は、従来は安全性や品質管理を重視してきたが、最近では補助金支給や調達コストの引き下げを目的として、従来調達先の日韓大手から中資系大手電池メーカーにシフトする動きがみられる。

- ✓ 一部の日系大手 OEM でも、2018 年投入予定の中国専用 EV に中資系大手電池メーカーから調達を検討しているとの報道あり。

中資系電池メーカーを巡っては、中下位メーカーについてはその信頼性に疑問を呈する声があるのは事実だが、「日韓大手に全く引けの取らない高い品質・性能を有している」と数多くの日系自動車関連企業から高く評価される中資系大手電池メーカーも存在する。

日系 OEM は、EV 生産で電池の調達戦略が鍵を握る中、中国ではこれまで通りの日系大手からの調達に固執せず、中資系大手電池メーカーからの調達に乗り遅れないことが肝要。

<Appendix. 日系完成車メーカー7社の2017年の販売実績について>

日系 OEM7 社が発表した 2017 年の販売実績をみると、上位 4 社（大手 3 社+マツダ）は主力のセダン（ホンダの Civic、トヨタの Corolla、日産の Sylphy）や SUV の販売好調により引き続き前年実績を上回り、過去最高を更新（付表）。

その他 3 社については、三菱自こそ現地生産に切り替えた主力 SUV が牽引役となり前年実績を大きく上回ったが、スズキ、SUBARU はマイナス成長が継続するなど、まだら模様の展開となった。

《 付表：日系 OEM7 社の中国販売台数の動向 》

(単位：万台、%)

中国販売台数		2016	2017		
		実績	計画	実績	前年比
ホンダ	小売販売台数	124.8	135.0	144.1	15.5
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	121.4	121.4	129.0	6.3
日産(注)	輸入車を含む小売販売台数	113.2	n.a.	126.5	11.8
マツダ	輸入車を含む小売販売台数	28.6	29.0	30.9	8.3
スズキ	小売販売台数	16.8	n.a.	11.4	▲ 31.9
三菱自動車	輸入車を含む小売販売台数	8.3	n.a.	12.9	56.1
SUBARU	小売販売台数	4.6	n.a.	3.0	▲ 34.0

(注) 東風日産、東風ヴェヌーシアの数値で商用車を含まない。

(資料) 各社資料を基に三菱東京 UFJ 銀行戦略調査部（香港）作成

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 戦略調査部 香港在住 黒川 徹

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Toru_Kurokawa@hk.mufg.jp



中国の金融政策と金利動向について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

徳貞 太朗

1. 中国における金融政策運営方針

2017年10月に開催された第19回共産党大会では「質の高い経済成長」を目指すことが強調され、同12月の中央経済工作会議¹では①重大リスク（金融リスク）の防止・解消、②貧困脱却、③環境対策に注力することが明言された。その中でも金融市場と密接に関係している金融リスク防止・解消については、2016年10月の中国共産党中央政治局会議²にてその方針が初めて掲げられたものであるが、今般改めてその重要性が明示された。

現在、当局が特に注視している「金融リスク」は不良債権の増加等に伴うシステムリスクである。当地では、リスクの高いセクターへの信用供給は、委託融資³や一部の理財（「人民元レポート」2017年3月号参照）等の所謂シャドーバンキングを通じて行われることが多い。資金の供給者は個人・事業会社・金融機関であるが、その中でも特に銀行は貸出規制等の回避⁴や低金利環境下での利鞘（運用利回り－市場調達コスト）確保を目的としてシャドーバンキングを通じた信用供給を拡大してきた経緯がある。

そのため、現在中国人民銀行（以下「PBOC」）は金利の高め誘導（銀行の市場調達コストの増加）や新規導入により、シャドーバンキングを通じた高リスクな信用供与の抑制を試みている。

本稿では、中国における金融政策運営、直近の規制動向、それらが市場に与える影響を考察の上、今後の金利動向を展望することとしたい。

2. 当局の取組み

(1) 金融政策

PBOCは主に中期貸出ファシリティー（以下「MLF」）と資金供給オペ（以下「リバースレポ」）を主たるツールとして金融調節を行っている（「人民元レポート」2016年5月号参照）。2016年後半以来、資金供給を潤沢に行い金融市場の流動性を安定させる一方、期間についてはより長いMLFの供給を増やすことで、金融機関の調達コスト水準の上昇を誘導してきた（図表1）。また、2017年以降はMLF・リバースレポともに小幅ではあるが適応金利の引き上げを行っている（図表2、3）。なお、これには米国利上げにあわせた為替相場安定化の狙いもあると考えられる。

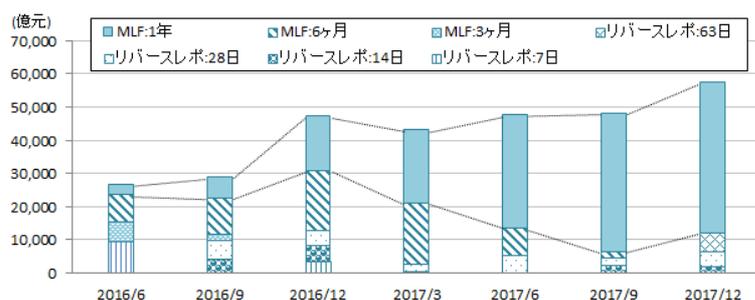
¹ 翌年の経済政策運営方針を決定する会議。

² 月次で開催される党の指導および政策決定を行う会議。

³ 委託貸付とは委託者である事業法人・金融機関等が一旦商業銀行に資金を提供し、商業銀行が委託者の指定した借入人・借入条件で貸付を実行。商業銀行は信用リスクを負わず、貸付金の管理・回収業務を行う。

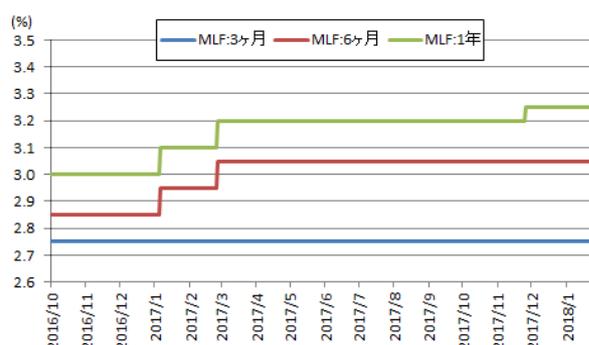
⁴ シャドーバンキングを通して行った信用供給は、通常の銀行融資としてバランスシートに計上されないため預貸比率等の規制の対象外となる。

【図表 1】 期間別 MLF 供給量



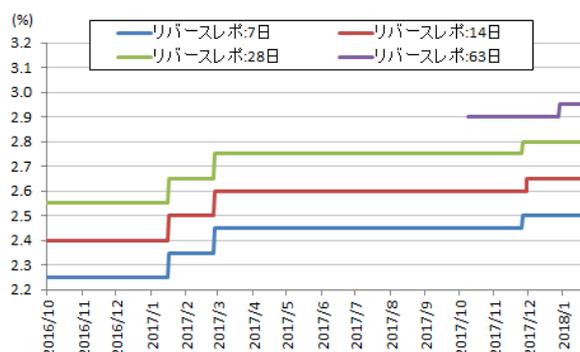
(出所: 中国人民銀行)

【図表 2】 MLF の金利推移



(出所: 中国人民銀行)

【図表 3】 リバースレポの金利推移



(出所: 中国人民銀行)

(2) 規制導入

中国の銀行に対する規制当局としては、PBOC の他に金融監督当局である中国銀行業監督管理委員会 (以下「CBRC」) が存在している。2017 年は両者により相次いで銀行間取引や委託取引の縮小を促す新規制の導入が行われた (図表 4)。2018 年以降も規制強化を通じた「金融リスクの抑制」に注力すると両者は明言している。

【図表 4】 2017 年以降発表された主な規制

年月	主体	内容
2017/02	PBOC	2017年第1四半期から、元本非保証型理財への投資残高がMPAの評価項目へ追加されることが発表。MPAとはPBOCが銀行の自己資本や資産負債状況をスコアリングする制度。
2017/08	PBOC	2018年第1四半期から、金融機関が発行したCDへの投資残高がMPAの評価項目へ追加されることが発表。
2017/12	PBOC	銀行のレポ取引の残高の上限を前期末の純資産の80%以下に制限する規制 (ドラフト)。
2018/01	CBRC	商業銀行の委託貸付業務の資金原資、用途などを規範化。また、委託人が委託貸付専用口座を開設しなければならないこと等を明確化。

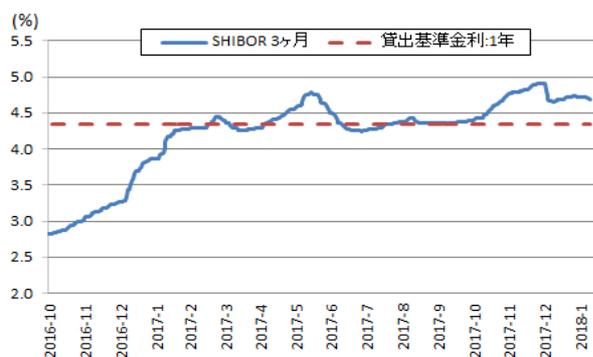
(出所: 当局ホームページ等)

3. 金融政策・規制導入の影響

(1) 金利動向

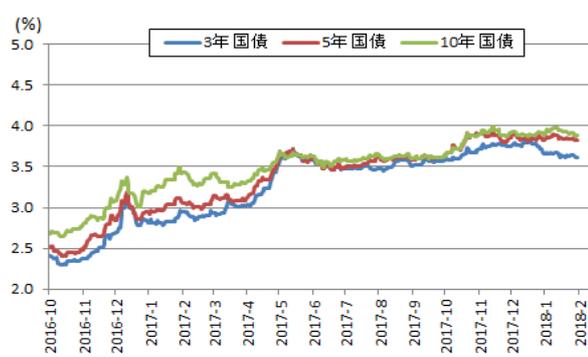
金利高め誘導および規制導入を背景に、2016年後半から市場金利は大きく上昇している(図表5、6)。

【図表5】SHIBOR:3ヵ月および貸出基準金利の推移



(出所: 中国人民銀行)

【図表6】中国国債利回りの推移

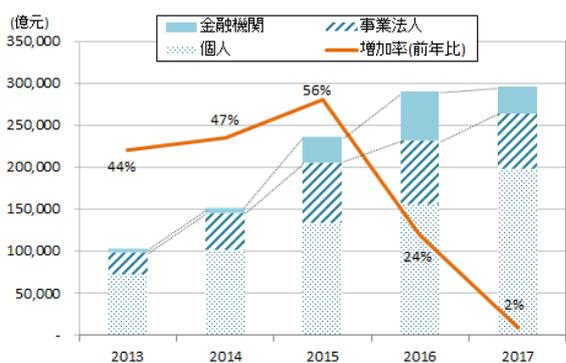


(出所: Bloomberg)

(2) シェドーバンキングに対する影響

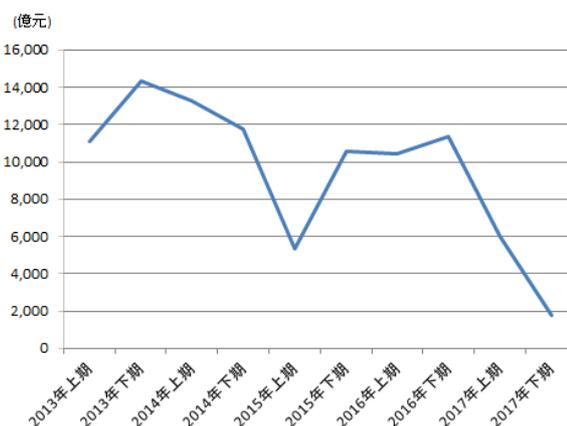
理財残高の2017年度増加率は前年比2%と大きく鈍化(図表7)している。これは当局の取り組みにより、金融機関保有の理財残高が減少した影響が大きい。また、委託貸付残高の増加も鈍化しており(図表8)、これらを見るとPBOCの金融政策はある程度有効に機能していると評価できる。

【図表7】保有区分別理財残高の推移



(出所: 銀行業理財登記托管中心)

【図表8】委託貸付増加額の推移

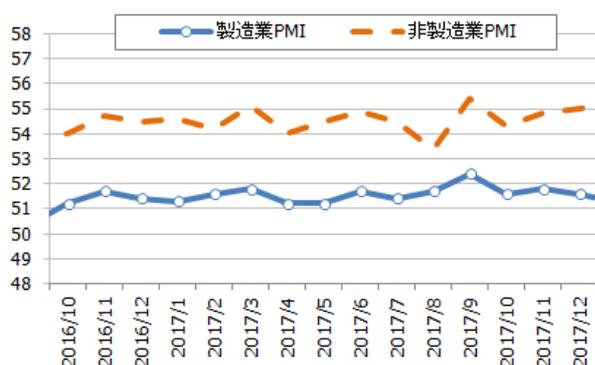


(出所: PBOC)

(3) 実体経済に対する影響

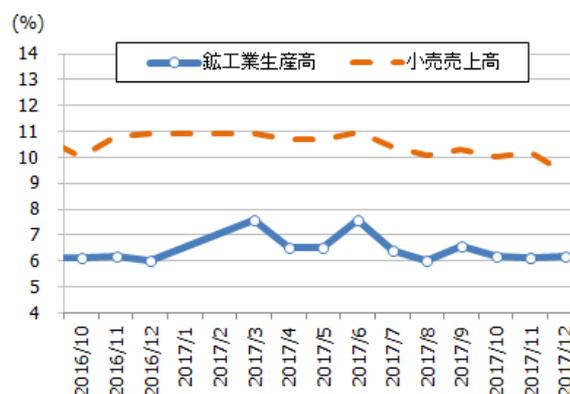
2017年の年間GDPは昨年比+6.9%と市場予想値+6.8%及び、第13次五ヶ年計画で掲げられた政府目標値「6.5%以上」を上回る水準となった。本格的な金利高め誘導を開始してから1年以上経過したものの、足許でPMIや小売売上高、鉱工業生産高といった代表的な経済指標は概ね堅調に推移しており(図表9、図表10)、金利上昇による悪影響は今のところ当局のコントロール可能な範囲内にあると考えられる。

【図表9】PMI(月次)



(出所：中国国家统计局)

【図表10】小売売上高、鉱工業生産(月次)



(出所：中国国家统计局)

4. 今後の金融政策および金利の見通し

当局関係者は2018年以降も「金融リスクの抑制」に対する方針は不変と明言しており、現在の金融政策下にあっても経済成長が安定していることや、理財残高は依然として高水準にあることを勘案すると、今後当局が金利を低め誘導することは考え辛い。

むしろ、更なる規制導入や金利の高め誘導により、グローバルなリスクオフの環境下においても中国の市場金利は再度上昇する可能性がある。

以上

(連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail: taro_tokusada@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2976



税務会計:利益の中国内再投資に対する源泉所得税繰延べ

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

背景

外国投資者による中国投資拡大を奨励するため、2017 年 12 月 28 日、中国財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、商務部の政府 4 機関は、共同で「外国投資者の利益再投資に係る源泉所得税の一時非課税についての通達（財税〔2017〕88 号）」（以下「88 号通達」）、およびその解釈を公布した。88 号通達は、中国国内での利益再投資に対する源泉所得税繰延べを定める。

同通達は、具体的に、①外国投資者の源泉所得税課税繰延べの適用要件、②その手続きと義務、③管理事務、④関係政府機関の間の協調の仕組み、⑤投資引き揚げの際の税務処理、⑥当該優遇税制の実施時期について詳細に規定する。

主な内容

外国投資者が中国居住者企業から得た利益を「奨励されるプロジェクト」に再投資し、かつ他の一定の要件を満たせば、課税繰延べの恩恵を得られ、一時的に源泉所得税が課されない。

88 号通達の主な内容は下記を含む。

1. 優遇適用要件

(一) 直接投資の定義

88 号通達は、外国投資者が課税繰延べの恩恵を得るためには、中国居住者企業から配当された利益を、増資、資本注入、および株式取得の形式で再投資せねばならないと定める。具体的に、それら形式とは次を指す。

1. 中国居住者企業の払込資本金または資本準備金の増額
2. 新たな中国居住者企業の設立
3. 中国居住者企業持分の非関連者からの取得
4. 財政部および国家税務総局が特定するその他の形式

注意すべきは、次の 2 つの利益使用状況において、源泉所得税の繰延べは適用されないことである。

1. 公開企業の払込資本金または資本準備金の増額、あるいは公開企業の持分取得（ただし、「外国投資家による上場企業への戦略投資に関する管理弁法（商務部 2005 年第 28 号令）」に従った戦略投資は除く）
2. 関連者からの持分取得

(二) 対象となる分配利益

外国投資者に分配される利益は、中国居住者企業が実現した過年度未処分利益を含む留保利

益を源泉とした配当、利益分配、その他の投資収益である。

(三) 利益の再投資は直接行わなければならない

利益は、第三者経由ではなく、被投資企業または持分譲渡者の勘定に直接再投資されなければならない。

外国投資者が現金で直接投資を行う場合、その支払いは、利益分配する企業の口座から、被投資企業または持分譲渡者の口座宛直接行わなければならない。他の国内・外の口座を経由してはならない。また、直接投資が現金以外により行われる場合（すなわち有形資産や証券などで行われる場合）、当該非現金資産の所有権は、利益分配を行う企業から、再投資先企業、または持分取得の場合持分譲渡者に直接移転されなければならない。直接投資を行う前に他の法人あるいは個人が一時的にも保有してはならない。

(四) 奨励される外資プロジェクト

「奨励されるプロジェクト」とは、「外商投資産業指導目録」または「中西部地域外商投資優勢産業目録」に記載された、奨励される外国投資産業に属するプロジェクトのことを指す。

奨励されるプロジェクトへの外国投資者による直接投資とは、投資期間中、投資先企業が、二つの目録に記載された事業活動、例えば製造、役務提供、建設プロジェクトへの投資、機器購入、研究開発活動などに従事することを指す。上記2つの目録は、いずれも2017年に改訂された。また、今後政府が発表する改訂目録に従い優遇政策が適用される。外国投資者は、投資先企業が改訂目録で奨励されるプロジェクトに従事している限り、優遇政策を享受することができる。

2. 届出手続と事後管理

繰延要件を満たす外国投資者は、関連の税収管理法に従って税務申告を行い、かつ、これら繰延要件を満たしていることを証明する関連資料を、利益分配企業に提出しなければならない。利益分配企業はこれら資料を点検し、外国投資者が上述の繰延要件を満たしていると信じる場合、管轄税務局で記録手続きを取った上で、一時的に関連の源泉所得税徴収を行わないことができる。

管轄税務局は、当該優遇に対し事後的な管理を行う。もし管轄税務局が外国投資者は繰延要件を満たしていないと判定した場合、利益分配企業の責めに帰すべき事由がある場合を除き、外国投資者は源泉所得税の申告と支払を怠ったとされ、利益分配の日を起算日とした延滞利息を含む行政罰の対象となる。

3. 投資回収の税務処理と免除

投資回収

外国投資者は、88号通達による源泉課税繰延を享受した直接投資を、持分譲渡、買戻し、清算などの方法により回収した場合、回収した投資への支払を受け取ってから7日以内に、管轄税務局に対して、関連する源泉所得税を申告し、支払わなければならない。

特殊再編の場合の優遇の継続適用

外国投資者は、88号通達による源泉課税繰延を享受した直接投資を、特殊再編適格の内部再編により回収し、かつ外国投資者が特殊再編を採用した場合、源泉所得税繰延の優遇を享受し続けることができる。

4. 発効日と遡及適用

外国直接投資を強化するため、88号通達は2017年1月1日から遡及適用され、中国居住者企業の未処分利益を元にした配当、投資収益を含む、発効日以降海外投資家に分配された利益に適用さ

れる。外国投資家が繰延対象となる源泉所得税をすでに支払った場合、3 年以内であれば事後的に優遇を申請し、税還付を受けることができる。

筆者所見

対中追加投資を計画している多国籍企業にとって、今回発表された優遇方針は歓迎すべきものである。今後、特定の直接投資にとって配当源泉所得税が繰延べられるため、多国籍企業は、中国への直接投資か、香港あるいはシンガポールへの投資持株会社を通じた伝統的な投資のいずれかを柔軟に選択することができる。この税制優遇は、効果的な外国投資の呼び込みと、外資企業による利益の中国への再投資の魅力を向上させるとの中国政府の決意を示すものである。

また、投資収益の範囲について、外国投資家に分配される利益には、中国居住者企業が実現した過年度未処分利益を含む留保利益を源泉とした配当、その他の投資収益が含まれることが明確にされた。2017 年 1 月 1 日以前の、いまだ分配されていない過年度未処分利益も優遇対象になると考えられる。

88 号通達において、中国居住者企業は、中国大陸で合法に設立された居住者企業と定義される。そして、これらは中国で設立された上場企業および非上場企業を含む。よって、外国投資者が中国国内で設立された上場企業から得た配当金を、非上場企業の奨励された投資プロジェクトに直接投資を行う場合も、源泉所得税の繰延ができると考えられる。

さらに、国家税務総局による関連通知により明確化すべき実務上のいくつかの不明点がある。例えば：

- 再投資先企業が複数のプロジェクトに従事している場合で、それらすべてが奨励されたプロジェクトでない場合、当該再投資は優遇対象になるのか？ 例えば、奨励されたプロジェクトが全社売上高に占める割合により判断すべきか？
- 投資回収する場合、それに関連する優遇をどう「返還」すべきか？ 特に、関連申告について、投資先企業、利益分配会社、あるいは海外投資家のいずれがその義務を負うか？ また、投資先企業と利益分配会社の管轄税務局が別の場合、どちらの税務局に申告・納税を行うべきか？
- 居住者企業が非現金資産（すなわち有形資産、証券など）により外国投資者に利益分配した場合の取り扱いについて、より明確にされるべきである。

国内各地の管轄税務局は、上記問題点の実務上の取扱いで異なる見解の可能性が高いため、企業は、取引実行前に、管轄税務局と緊密な意思疎通を図るべきである。

了

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路 1226 号恒隆広場第二期 26F

Tel : +86-21-2212-3360 E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com



スペシャリストの目

法務: 中国における事業者結合申告簡易事案の運用

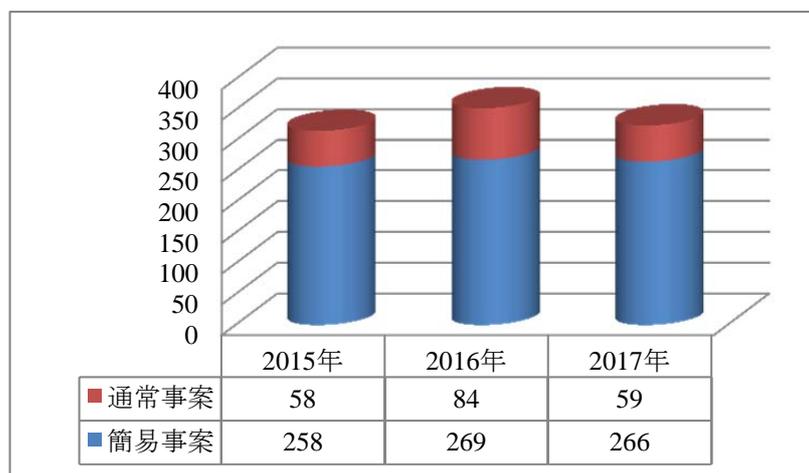
北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

中国独禁法とその関連法令は、一定の基準を満たす企業が合併、合弁会社の共同経営をはじめとする事業者結合を行うときは、たとえそれが中国国外で実行されるものであっても、あらかじめ中国の中央官庁たる商務部に申告し、その審査を受けなければならないものと定めている。最近、中国の事業者結合審査の結果待ちのため、日本の大手有名企業の取引に遅れが生じているとの報道に接し、申告から認可までに要する時間をできるだけ正確に予測のうえ、この事業者結合審査の手続ゆえにもたらされる取引の実行時期への影響を最大限に回避することが重要であると再認識したところであるが、これに関しては、適度な余裕をもって事前の準備を行うこと、「簡易事案」の制度を活用して手続の時間を節減することがポイントとなる。そこで、本稿では、後者の簡易事案の実務について解説するものとした。

I. 簡易事案の件数とその所要時間

商務部公表の情報からすると、その制度が初めて実施された 2014 年 5 月から 2017 年 12 月 31 日まで、簡易事案審査の件数は約 850 に上る。下図のように、その 1 年あたりの件数は 260 件前後で推移しており、これは通常事案を含め商務部が行った事業者結合審査全件の約 80% を占める数値であって、簡易事案の申告・審査は既に一般化し、商務部独禁局においてはその審査につき相応の実績を積んでいることがわかる。

図 1 商務部への事業者結合申告件数 (2015 年～2017 年)



また、簡易事案の審査所要時間は年々短縮化の傾向にあり、2015 年の平均審査期間は 30 日を超えていたが、2017 年は 30 日以内に収まるようになってきた。なお、ここにいる「審査期間」とは、商務部が申告を正式に受理してから審査のうえ決定を下すまでの期間をいい、申告文書・資料を提出しても直ちに正式受理とはならず、文書・資料の提出を受けた商務部からは補充質問が寄せられる。申告者においてこれらに回答し、商務部が全ての文書・資料がそろったと判断のうえ、受理通知書を発して初めてこの「審査期間」が起算されることから、申告文書・資料の提出からの実質的な審査期間を考えるにあたっては、この点も加味する必要がある。

II. 簡易事案の要件

簡易事案審査は、「事業者結合における簡易事案適用基準に関する暫定規定」(2014 年 2 月 11 日 公布、翌日施行。以下、「暫定規定」という)によって導入された制度であり、僅か 6 条からなるこの「暫定規定」においては、どのような事業者結合事案が簡易事案審査の対象となるかにつき次のような要件を定めている。

- ①同一の関連市場において、結合に参加する全事業者の市場占有率の合計が 15%に満たないこと (いわゆる水平的結合)
- ②結合に参加する事業者が川上川下関係にあり、川上、川下の市場における市場占有率がそれぞれ 25%に満たないこと (いわゆる垂直的結合)
- ③結合に参加する事業者が同一の関連市場において事業を行っておらず、かつ、川上川下関係もなく、当該結合取引と関連するいずれの市場においてもそれぞれの市場占有率が 25%に満たないこと (いわゆる混合的結合)
- ④結合に参加する事業者が中国国外で合弁会社を設立し、その合弁会社が中国国内で経済活動を行わないこと
- ⑤結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動を行わないこと
- ⑥ 2 つ以上の事業者が共同で支配する合弁会社が、結合によりそのうち 1 つ以上の事業者に支配されること

これら 6 つのうち、①～③は市場占有率、④～⑥は取引スキームと関連する要件となるが、商務部が公表したところによると、①～③の要件に関する事例が多く、特に①・③の要件を充足するものが最も一般的となっている。

なお、これらの要件を充足する事業者結合事案でも、次のような事情が存するときは、簡易事案として扱われない。

- ① 2 つ以上の事業者が共同で支配していた合弁会社が、事業者結合によりそのうち 1 つの事業者に支配され、かつ、当該事業者が合弁会社と同一の関連市場に属する競争者であること
- ② 事業者結合が関係する関連市場の画定が困難なこと
- ③ 事業者結合が市場参入、技術進歩に悪影響を及ぼすおそれがあること
- ④ 事業者結合が消費者及びその他関連事業者に悪影響を及ぼすおそれがあること
- ⑤ 事業者結合が国民経済の発展に悪影響を及ぼすおそれがあること
- ⑥ その他市場競争に悪影響を及ぼすおそれがあると商務部が認めた状況¹

このように、簡易事案審査の要件は、公知のデータ、調査会社による調査結果、申告者による推算などに基づき算出された事業者の関連市場における市場占有率のほか、関連市場の画定や市場参入の難易度、取引スキームなど多様な事情と関連するが、いずれにしても、その判断は商務部の広範な裁量に委ねられている。

III. 簡易事案の特徴

1. 審査期間の短縮

先述のように、簡易事案制度の導入によって審査の期間は通常事案よりも短縮され、商務部の近年の実務のほか、筆者が現に案件を代理した経験からしても、正式受理からの審査の期間が最近ようやく 30 日を切ることが期待されるようになったが、これについては次の 2 つのことを指摘しうる。

まず、簡易事案では、正式受理前の仮審査段階において商務部の審査官がある程度の資料確認等

¹ 例えば、外資による民族企業、老舗企業の買収、その他社会の安定に影響を与える取引が挙げられる。

を行うことから、その後の正式な審査の段階で当該審査官より発せられる補充質問の項目数、回数
が通常事案よりも少なくなるとの事情がある。

次に、通常事案の場合、正式受理後の本審査において 30 日間の第 1 次審査で認可が下りるケース
は稀であり、関係機関、協会などへの意見聴取のために約数十日の審査期間を要するのが通常であ
るところ、簡易事案の場合は、2017 年の平均審査期間が既に 30 日以下に短縮されており、正式受
理前の仮審査段階で短縮された時間と合わせると、通常事案より少なくとも 1 か月以上の期間短縮
が可能になるかと考えられる。

もっとも、対象製品の関連市場が特に独禁法上注視される分野となる場合、又は簡易事案の公示
後に第三者が異議申立てを行うといった事情がある場合、審査の期間などが先述の一般論とは異な
ることに注意しなければならない。

2. 申告文書・資料の簡素化とデータの信頼性

申告手続における最重要の提出文書は申告表となるが、この申告表は、簡易事案と通常事案とで
異なり、簡易事案においては、申告人の供給業者・顧客に関する情報、市場参入の難易度に関する
説明及び関連情報、関係者の結合に対する意見といった記載事項が設けられなくなったほか、結合
が関連市場の競争状況に及ぼす影響に関する説明も一部省略となるなど、通常事案よりも簡素な書
式が採用され、また、収集に時間を要する申告人の中国国内関連事業体の営業許可証のコピーなど
の提出が免ぜられる点も踏まえると、提出文書の準備の負担はかなり軽減されることとなった。

ところで、市場占有率に関する前出の要件①～③に基づき簡易事案審査を採用するには、市場占
有率の正確な記載が特に重要となる。特に最近、筆者が代理した申告案件でも、市場占有率などの
データの信頼性を極めて重視する商務部から、市場占有率の収集、算定の根拠となる資料について
は国家機関や業界協会の統計データに基づくことが要求された。これらの資料が入手困難な場合、
第三者たる調査会社に業界レポートの作成を依頼することも考えられるが、これまでの経験からす
ると、独禁法への対応が可能な調査会社は限られているため、その調査結果を利用する際には、デ
ータ間の整合性を入念にチェックしなければならない。さらに、このような業界レポートの入手が
困難となり、公表されている他の資料も入手しえない場合には、申告者自身において推計する以外
にないが、その場合には推計の根拠、方法などに関する詳しい説明を行うことが必要となる。

3. 公示手続

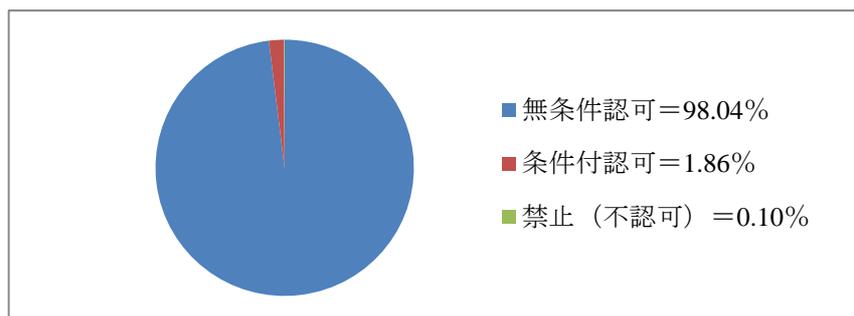
商務部は、簡易事案を正式に受理したときは、申告時に提出された「公示表」を商務部独禁局の
ウェブサイトに公表する。この「公示表」は、取引の概要、結合に参加する事業者の概要、簡易事
案申請理由などをその内容とし、公示の期間は 10 日間とされているが、簡易事案の手続に不服があ
るときは、この公示期間において、何人も証拠をもって商務部に異議申立てをすることができる。
現在の運用上、この 10 日間が経過しても「公示表」の掲載が継続されているため、誰でもその内容
へのアクセス、閲覧が可能な状態が長期にわたり続くことになる。

このように、「公示表」の内容は、公示手続により一般公開されることから、商務部の要求を考慮
しつつも、可能な限りその限定化を図ることが望まれる。また、他社への公開を控えるべき取引で
あったり、対外公表がまだ実施されていないなど特別な事情が存するときは、簡易事案としての申
告自体の是非、申告の時期などを慎重に検討する必要がある。

4. 無条件認可への期待

商務部公表の情報からすると、2008 年の独禁法施行から 2017 年 12 月末までに商務部独占禁止局
の審査が完了した事業者結合の件数は 1991 件に上り、その審査結果は、無条件認可 1952 件、条件
付認可 37 件、禁止（不認可）2 件となっている（下図参照）。

図2：審査件数とその結果 (2008年8月～2017年12月)



条件付認可の37件、禁止(不認可)の2件については、いずれも簡易事案に特有の公示手続が行われた形跡がなく、また、長期に及ぶその審査期間からしても、すべて通常事案と推測されるのに対し、現在公示されている簡易事案のうち、その結果も公表されている案件²では、いずれも無条件認可の判断が下されている。したがって、簡易事案のほうが通常案件よりも、無条件認可という最も望ましい結果が得られやすいものと思われる。

IV. 事業者結合申告に関する助言

既述のとおり、簡易事案は、比較的短期の審査期間、簡素化された申告文書・資料といった長所のほか、現時点までの審査結果は無条件認可であるとの運用実績を備えており、これらの点からすると、公示手続において取引の概要が公知となることにつき問題がなければ、できるだけ簡易事案制度を活用することが望まれる。

この簡易事案は、商務部によるその採否の判断のため、「関連市場」、「競争への影響」など、対象製品の業界と緊密に関わる諸問題につき商務部に対し十分な説明をする必要がある。それゆえ、業界・取引に関する各情報の提出にあたっては、事業者結合申告の専門家との協議を通じて得られた関連市場の全面的な知識に基づく確かな情報を、法令に則った手続により商務部に伝えることが最も重要になると理解される。

最後に、筆者はかつて、中国独禁法研究分野の専門家たる呉振国氏³との共著『企業買収にかかる独禁法審査制度の理論と実践』(2012年)を刊行させていただく機会に恵まれたが、それに際しての研究のほか、これまでの申告案件への取組みを通じ、事業者結合届出を行う企業においては、簡易事案に対しても、その手続のために当該取引のクロージングに遅延が生ずることを何よりも懸念していることを理解した。したがって、多くの申告において簡易事案制度を活用できるとはいえ、取引に関する交渉、取引スキームを策定する当初から、事業者結合申告の所要時間につき余裕をもって考えることが重要になるものと考えられる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel: 86-10-5878-5091 Fax: 86-10-5878-5533 Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・マドリッド・メルボルン・ミラノ・南京・ニューヨーク・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・東京

² 判断の結果が公表されていない案件も一部あり、その理由は、申告が取り下げられたことによるものと推測される。

³ その後、商務部独禁局長に就任。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。